

平成16年度

医療に関する税制改正要望

重点項目（抜粋）

(社)日本医師会

平成15年6月

9 社団医療法人における出資額限度法人の制度化(類型化)を行うこと。

(所得税・法人税・相続税・贈与税)－制度の創設－

(説明) 社団医療法人の経営の安定と永続性の確保を目指し、定款において出資社員
の法人に対する財産請求権を払込済出資額に限定した出資額限度法人は、剰
余金の配当禁止規定（医療法第54条）の趣旨である非営利性を具体化した
法人である。社団医療法人が自主的な選択により、本制度の実施が可能とな
る法令の整備と税制上の施策（出資限度による持分の評価、定款変更時の非
課税措置）が講じられるよう要望する。

現 行	改 正 要 望 (下 線 部 分)
<p>医療法施行規則第 30 条の 36</p> <p>1. 社団である医療法人で持分のあるものは定款を変更して社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができる。</p> <p>2. 前項の規定により社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあっては、当該医療法人は、その資本金の全部を資本剰余金として経理するものとする。</p> <p>3. 社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへの移行はできないものとする。</p>	<p>1. 社団である医療法人で持分のあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないもの、又は持分の<u>限度を払込済出資額に定めた法人</u>に移行することができる。</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ、また持分の<u>限度（払込済出資額）を定めた法人は、その限度を超えた持分の定めのある社団医療法人</u>への移行はできないものとする。</p>

- (要件) 1. 法令の整備に基づく定款変更による組織変更とする。
2. 法令に基づく払戻請求権の放棄として、定款変更時の課税はないものとする。

平成15年7月31日

厚生労働大臣

坂口 力 殿

四病院団体協議会

社団法人 日本病院
会 長 中山 耕作

社団法人 全日本病院協
会 長 佐々 美子

社団法人 日本医療法人協
会 長 豊田 堯

社団法人 日本精神科病院協
会 長 仙波 恒雄



社団医療法人における出資額限度法人の 制度化（類型化）についての要望書

出資額限度法人の制度化（類型化）を図るため次の通り要望いたします。

- 一 出資額限度法人を医療法人の一類型として位置づけるため、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の36を次のように改正していただきたい。

医療法施行規則

（持分の定めのある社団医療法人から持分の定めのない社団医療法人への移行）

第30条の36 社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないもの又は社団である医療法人で持分の限度を払込済出資額と定めたものに移行することができる。

2 前項の規定により移行する場合において、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行するときにあつてはその資本金の全部を、社団である医療法人で持分の限度を払込済出資額と定めたものに移行するときにあつては出資払込済額を除く資本金を、当該医療法人は資本剰余金として経理するものとする。

3 社団である医療法人で持分の定めのないものは社団である医療法人で持分の定めのあるものへ、持分の限度（払込済出資額）を定めた法人はその限度を超えた持分の定めのある社団医療法人へ移行できないものとする

る。

(参照) 別紙1 出資額限度法人等のための法令の整備 (案)

二 出資額限度法人の創設と同時に、現行の社団医療法人定款例（昭和61年6月26日付健政発第410号厚生省健康政策局長通知）を次のように修正した上で、別に出資額限度法人の定款例としていただきたい。

社団医療法人定款例

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。

第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- 1 定款の変更
- 2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- 4 収支予算及び決算の決定
- 5 剰余金又は損失金の処理
- 6 借入金額の最高限度の決定
- 7 社員の入社及び除名
- 8 本団体の解散
- 9 他の同種の医療法人との合併契約の締結
- 10 その他重要な事項

第34条 本団体が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとする。

2 解散したときの払込済出資額を超える残余財産は、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。

第〇条 第9条及び第34条の規定は変更できないものとする。

(参照) 別紙2 現行のモデル定款と新設・定款例の比較表

3. 制度移行時の課税については次のとおり整理していただきたい。

(1) 出資額限度法人に定款変更した出資社員への課税はないものとしていただきたい。

(2) 出資額限度法人に定款変更した医療法人への受贈益課税はないものとしていただきたい。

(別紙1) 出資額限度法人等のための法令の整備 (案)

医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) 新旧対照表案

現 行	改正後 (要望)
<p>(持分の定めのある社団医療法人から持分の定めのない社団医療法人への移行)</p> <p>第30条の36 社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができる。</p> <p>2 前項の規定により社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあつては、当該医療法人は、その資本金の全部を資本剰余金として経理するものとする。</p> <p>3 社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ移行できないものとする。</p>	<p>(持分の定めのある社団医療法人から持分の定めのない社団医療法人への移行)</p> <p>第30条の36 社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないもの又は社団である医療法人で持分の限度を払込済出資額と定めたものに移行することができる。</p> <p>2 前項の規定により移行する場合において、<u>社団である医療法人で持分の定めのないものに移行するときにあつてはその資本金の全部を、社団である医療法人で持分の限度を払込済出資額と定めたものに移行するときにあつては出資払込済額を除く資本金を、当該医療法人は資本剰余金として経理するものとする。</u></p> <p>3 社団である医療法人で持分の定めのないものは社団である医療法人で持分の定めのあるものへ、<u>持分の限度 (払込済出資額) を定めた法人はその限度を超えた持分の定めのある社団医療法人へ移行できないものとする。</u></p>

(要件)

1. 法令の整備に基づく定款変更による組織変更であること。
(特別医療法人に同じ)
2. 法令に基づく払戻請求権の放棄として、移行時 (定款変更時) の課税はないものとする。
(特別医療法人に同じ)

(別紙2)

現行のモデル定款と新設・定款例の比較表

現行のモデル定款		新設・定款例	
<p>第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。</p>	<p>・出資持分の定めのない社団については、本条は設けない。</p>	<p>第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。</p>	<p>・出資額限度法人に移行する場合には、出資者全員の同意書のほか、社員総会における出資者全員の承認及び理事会の議決を要する。</p>
<p>第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定款の変更 2 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。) 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 4 収支予算及び決算の決定 5 剰余金又は損失金の処理 6 借入金額の最高限度の決定 7 社員の入社及び除名 8 本社の解散 	<p>・第3号及び第6号は必ずしも入れなくてもよい。</p>	<p>第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定款の変更 2 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。) 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 4 収支予算及び決算の決定 5 剰余金又は損失金の処理 6 借入金額の最高限度の決定 7 社員の入社及び除名 8 本社の解散 	<p>・第3号及び第6号は必ずしも入れなくてもよい。</p>

<p>9 他の医療法人との合併契約の締結</p> <p>10 その他重要な事項</p> <p>第34条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>払込済出資額に</u>応じて分配するものとする。</p>	<p>・出資持分の定めのない社団については「社員総会の議決により処分する。」とする。その場合、その処分については、できるだけ、都道府県知事の認可を要するものとするのが望ましい。</p>	<p>9 他<u>の同種の</u>医療法人との合併契約の締結</p> <p>10 その他重要な事項</p> <p>第34条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>払込済出資額を限度として</u>分配するものとする。</p> <p><u>2 解散したときの払込出資額を超える残余財産は、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。</u></p> <p>第〇条 <u>第9条及び第34条の規定は変更できないものとする。</u></p>	<p>・<u>出資額限度法人の合併は、同種の法人に限る。</u></p> <p>・出資持分の定めのない社団については「社員総会の議決により処分する。」とする。その場合、その処分については、できるだけ、都道府県知事の認可を要するものとするのが望ましい。</p> <p>・<u>国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。</u></p>
--	--	--	--

(注) アンダーラインを付した箇所が修正を予定する事項である。